

「子ども・子育て新システム」に反対し 子どもたちの最善の利益を確保し 明日の保育を切り拓くために

民主党政権のもとで、2010年6月29日に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（少子化社会対策会議決定）が公表された。新システムについては、その後、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に3つの作業グループを設け、基本制度の設計や幼保一体給付の在り方および給付の内容等について検討を進め、2011年通常国会に改正法案を上程し、2013年より新たなシステムのもとで保育を実施するスケジュールで進められている。しかし、国民の多くが、新システムの概要やその影響についてほとんど知らないまま幼保一体給付・幼保一体化や切れ目のない給付などが独り歩きし、財源についてもあいまいなままである。

新システムのおおよその骨格は、①基礎給付と両立支援などの幼保一体給付の二階建てである。基礎給付は、子ども手当を中心に一時預かりや地域子育て支援などが対象であり、二階建ての部分は、幼稚園と保育所と認定こども園の垣根となっていた「保育に欠ける要件」を取り払い、新たに「こども園」として幼保一体給付を行う仕組みである。②財源は、新たに「子ども・子育て勘定」を設け、そこに子育てに関する各種の補助金をまとめ、一括交付金として市町村の「特別会計」に繰り入れる。市町村は、その財源をもとに幼保一体給付等を行う。つまり財源の一本化である。③利用方式を利用者と事業者の契約にする。直接契約の導入である。④最低基準は、「地域主権戦略大綱」にもとづき地方自治体の条例による指定基準に変える。最低基準の解体である。⑤保育料は応能負担から応益負担に変える。

この新システムには、以下のような問題点がある。

①市町村は、児童福祉法24条により「保育に欠ける子ども」については保育を保障する義務がある。新システムでは、市町村の保育実施義務はなくなり、保育の必要度を認定し、それに応じて利用者補助金を交付するだけである。保護者は、保育所を自分で探し、直接契約することになる。その結果、待機児童という言葉はなくなり、待機児童は見えなくなる。契約できない子どもについて市町村は責任を負わない仕組みとなり、保護者の自己責任となる。

②最低基準は、地方自治体の条例による指定基準となり子どもの保育条件に地域格差が生まれる。どの子にも全国一律で同じ保育条件のもとで保育を保障する根拠がなくなり、保育格差が当たり前となる。それは、現状でも不十分な保育条件をさらに悪化させ、保育の質の低下につながる。児童福祉法では、保育所運営費は最低基準を維持する費用であると法律で明記されている。国庫負担による保育所運営費の支弁の根拠がなくなり、国の財政事情により保育が左右される。

③保育料は、市町村が定め徴収する仕組みから保育事業者が徴収することになる。現在保育料は応能負担によって徴収されているが、新システムでは応益負担となり、利用すればするほど高くなる。低所得者に厳

しいものとなる。保育料の滞納は、子どもの保育所入所解除につながる。保育が保護者の所得により左右され、子どもに必要な保育が保障されるとは限らない。

④保育についても、現在は、おおむね8時間を基準に保育プログラムに沿った保育を行っている。新システムでは、要保育度つまり保護者の就労時間に応じた保育が基本となるため、保育の継続が難しくなり集団保育が困難となる。一日の保育が一つの流れの中で行われるのではなく、保護者の必要時間による保育となるため「こまぎれ保育」が普通となり、保育から託児へと変質する。戦後、児童福祉法のもとで乳幼児の集団保育として実績を上げてきた保育所保育が根底から崩されることは明らかである。

⑤新システムは、多様な事業者がイコールフットングで競争し、生き残った者が勝者となり、保育という市場で稼ぐことができる仕組みである。この仕組みでは、保育所は、子どもの保育を受ける権利のためでなく、利潤をあげることを目的とするようになる。そのためには、コストをいかに低く抑えるかが経営の基本となる。コストを下げるためには人件費を抑制する。そのためには正規雇用より非正規雇用の保育士を増やすことになる。保育士の労働条件は悪化する。非正規雇用の拡大は、保育実践の蓄積をむずかしくし、保育の質の低下を引き起こす。経営についても、競争が基本となるため不安定になる。

⑥新システムは、「保育に欠ける要件」を撤廃し、幼稚園・保育所・認定こども園をすべて「こども園」に一本化する幼保一体化をめざしている。しかし、幼保一体化の理念や目的は全く明示されておらず安易な幼保一体化である。幼保一体化については関係者を中心にしつつ国民的議論が必要であり、拙速な結論はさけるべきである。

以上のような問題を抱えた、新システムを急いで実現させようとする民主党政権の保育制度改革は、戦後、児童福祉法のもとで乳幼児の集団保育として実績を作り上げてきた保育所保育を根底から崩すとともに、日本の子どもたちひとりひとりに平等で豊かな成長を保障していくものとは言い難く、とうてい認められるものではない。

子どもは日本の未来である。日本の行く手に希望の光を赤々と照らすためには、子どもの保育や子育てに国や自治体が責任を持つ児童福祉法にもとづく公的保育制度を拡充することが、いまこそ求められているのである。喫緊の待機児問題についても現在の公的保育制度の拡充で解決できる。

しかも子育て困難や児童虐待の増加、その背後にある保護者と子どもの貧困は広く深く、その解決のめどは立っていない。子どもを路頭に迷わせても自己責任とする新システムは、日本の未来を暗澹とさせるものである。私たちは、子どもたちの最善の利益を守る立場から新システムの導入に強く反対する。

2010年11月

全国保育問題研究協議会保育政策検討委員会